

世界かんがい施設遺産とは

◇登録の概要

世界かんがい施設遺産とは、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資するために、歴史的なかんがい施設を国際かんがい排水委員会が認定・登録する制度であり、平成26年に創設されました。

登録により、かんがい施設の持続的な活用・保全方法の蓄積、研究者・一般市民への教育機会の提供、かんがい施設の維持管理に関する意識向上に寄与するとともに、かんがい施設を核とした地域づくりに活用されることが期待されています。

◇登録遺産の対象施設・基準

○建設から100年以上経過していること

○次のいずれから施設であること

①ダム(かんがいが主目的)、②ため池等の貯水施設、③堰・分水施設、④水路

⑤ふるい水車、⑥その他のかんがい施設

○10項目の基準のうち1以上満たす施設であること

【10項目のうち主な基準】

①かんがい農業の画期的な発展、農業発展、食料増産、農家の経済状況改善に資するもの。

②構想、設計、施工、規模等が当時としては先進的なもの、卓越した技術であったもの。

③長期にわたり特筆すべき運営・管理を行ってきたもの。等

◇登録の流れ



むらやま ろっかむら せぎ そすい

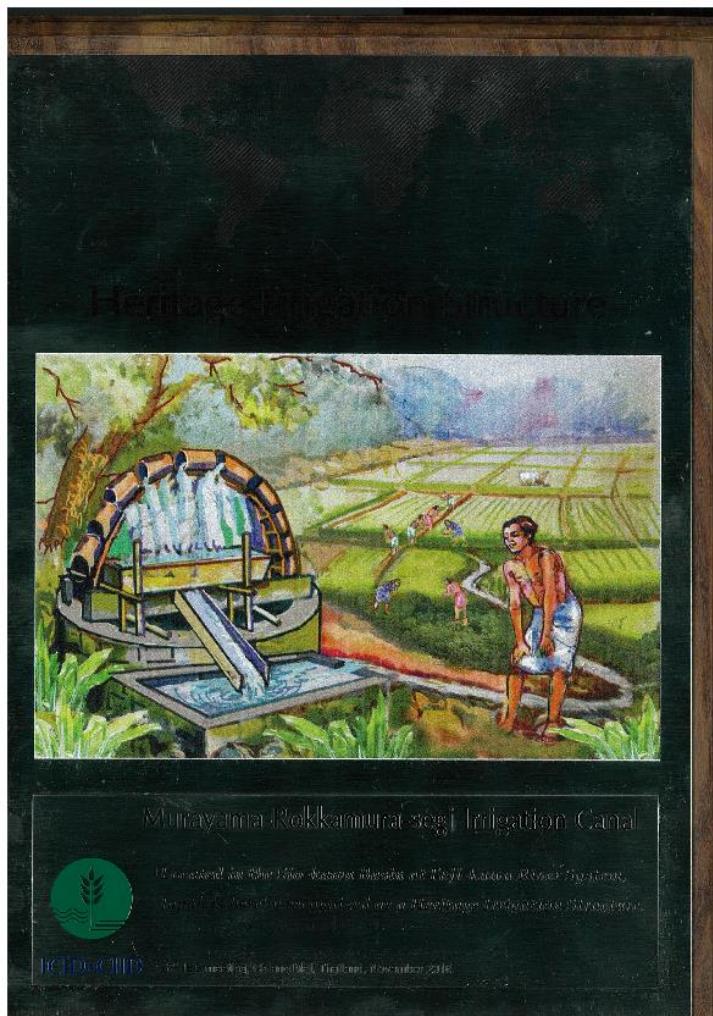
「村山六ヶ村堰疏水」

世界かんがい施設遺産 (Heritage Irrigation Structures) に登録

国際かんがい排水委員会 (ICID: International Commission on Irrigation and Drainage) 本部に設置された審査委員会において、各ICID国内委員会から申請があった候補施設の審査が行われ、平成28年11月8日(火曜日)、タイ王国チェンマイで開催された第67回ICID国際執行理事会において、村山六ヶ村堰疏水が5ヶ国25施設が世界かんがい施設遺産として登録されることが決定しました。

ICID日本国内委員会が候補施設として申請した14施設が世界かんがい施設遺産として登録され、市内では村山六ヶ村堰疏水が登録されました。

※山梨県内では初の登録施設となりました。



認定プレート



登録認定証



登録認定証(和訳)